

## 船橋市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第5次船橋市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の素案の検討を目的とする船橋市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 庁内検討委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 庁内検討委員会に委員長を置き、健康福祉局福祉サービス部長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指定する者がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 庁内検討委員会の会議は、委員長が委員の全部又は一部を招集し、議事の進行及び整理を行う。

- 2 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (部会)

第4条 計画の策定に関する庁内の意見の集約・調整を円滑に行うため、部会を設置する。

- 2 部会は、別表第2に掲げる部会員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会の会議は、部会長が部会員の全部又は一部を招集し、議事進行及び整理を行う。
- 6 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 委員長は、意見集約等に必要な資料の収集、整理及び分析を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、部会員が推薦する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

福祉サービス部長
高齢者福祉部長
健康部長
保健所理事
こども家庭部長
地域子育て部長
市長公室長
企画財政部長
総務部長
税務部長
市民生活部長
環境部長
経済部長
都市計画部長
都市整備部長
道路部長
下水道部長
建築部長
医療センター事務局長
管理部長

学校教育部長
生涯学習部長
農業委員会事務局長

別表第2

所属		部会員
健康福祉局	福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長 指導監査課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長
	健康部	健康政策課長 地域保健課長 健康づくり課長 国保年金課長
	保健所	保健総務課長 衛生指導課長
	こども家庭部	こども政策課長 こども家庭支援課長 子育て給付課長 児童相談所開設準備課長
	地域子育て部	保育入園課長 保育運営課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
市長公室		危機管理課長 広報課長 市民の声を聞く課長 国際交流課長
企画財政部		政策企画課長 財政課長 財産管理課長
総務部		職員課長 人事課長 デジタル行政推進課長
税務部		債権管理課長
市民生活部		自治振興課長

		市民協働課長 市民安全推進課長 二宮出張所長
環境部		環境政策課長 環境保全課長 資源循環課長 クリーン推進課長
経済部		商工振興課長 農水産課長 消費生活センター所長
建設局	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長 公園緑地課長
	道路部	道路計画課長 道路管理課長 道路維持課長 道路建設課長
	下水道部	下水道総務課長
	建築部	住宅政策課長
病院局		経営企画室長
教育委員会事務局	管理部	教育総務課長 施設課長
	学校教育部	学務課長 指導課長 保健体育課長 総合教育センター所長
	生涯学習部	社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長 中央公民館長 青少年センター所長
農業委員会事務局		農業委員会事務局長